平成27年10月改定

医師国保共済会のしおり

私たちの医師国保組合

当秋田県医師国保組合は、秋田県内で医療業務に従事している医師・従業員とそのご家族の医療給付と保健事業を行なっています。被保険者数は約 2,070 人です。

平成 27 年度の予算規模は 640 百万円で、収入は組合員からの保険料 70%、国からの補助金 20% などです。また、支出は保険給付費 50%、国等への納付金 34%、保健事業費 4%、事務経費 6% などです。

加入できる方

第一種組合員	秋田県内に住所があり、医療業務に従事している医師の方
第二種組合員	秋田県内に住所があり、第一種・第三種組合員の開設する医療機関の常勤従業員の方 ※勤務日数・労働時間が常勤従業員の４分の３以上のパートの方も加入できます。
第三種組合員	秋田県内に住所があり、医療業務に従事し、後期高齢者に該当する医師の方
家　　族	組合員と同一世帯員の方 ※協会けんぽ・健康保険組合・共済組合等被用者保険の適用を受けない家族の方が全員加入することになります。 ※家族の中で、医師国保組合と市町村国保に分かれて加入することはできません。

次の点にご注意ください。

❶現在加入している事業所が医療法人化をした場合又は個人事業所で従業員が５人以上になった場合、事実が発生してから５日以内に年金事務所へ健康保険適用除外承認申請が必要です。
手続を怠ると、遡及して医療給付費の精算、補助金の返還が生じます。
組合員でない方が設立した医療法人等の加入は認められていません。

❷事業所廃止、死亡、出産、従業員の採用･退職のほか、氏名･住所･家族構成等に変更があった場合は、14 日以内に組合事務局へ必ず届け出をしてください。
遅くなりますと、医療給付費の精算等が生じます。

保険料

※平成27年10月から変更となりました。変更箇所は太字の部分です。

区　分	第一種組合員			第二種組合員			第三種組合員		家　族		
医療分保険料	平等割	月額	**14,800円**	平等割	月額	**8,000円**	月額	1,500円	平等割	月額	4,300円
	所得割	月額	前年の市町村民税課税標準額（限度額3,000万円）×**25.70**/1000÷12								
後期高齢者支援金分保険料	平等割	月額	3,300円	平等割	月額	3,300円			平等割	月額	3,300円
介護分保険料	40歳～65歳未満の方	月額	3,600円	40歳～65歳未満の方	月額	3,600円			40歳～65歳未満の方	月額	3,600円
納付方法	第二種組合員・家族分の保険料を含めて、第一種・第三種組合員の指定した預金口座から毎月21日に振替納入されます。休日の場合は、翌営業日になります。										